

# 東部丘陵地青谷地区地区計画

(平成28年 5月10日城陽市告示第48号)

名 称	東部丘陵地青谷地区地区計画	
位 置	城陽市中芦原、奈島下小路、奈島上小路、奈島池ノ首及び奈島坊ヶ谷	
面 積	約41.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、城陽市の東部丘陵地に位置し、山砂利の採取が行われてきた約420haの区域のうち、概ね埋め戻しが完了している地区である。</p> <p>事業施行中の新名神高速道路宇治田原インターチェンジ（仮称）の隣接地に位置する地理的優位性及び都市計画道路を基軸とした交通アクセス要件の優位性を活かした物流拠点として、広域的中継配送拠点施設及び域内配送拠点施設等の立地を誘導し、土地区画整理事業等により基盤整備を行うとともに、良好な市街地環境の創出を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>インターチェンジの隣接地に位置する立地条件を活かした物流拠点として広域的中継配送拠点施設及び域内配送拠点施設等の誘導を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>_____</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な地区環境の創出を目指して、広域的中継配送拠点施設及び域内配送拠点施設等の適正な立地誘導を図るため、土地区画整理事業等の進捗等に応じて、必要な基準を設ける。</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物の敷地面積の最低限度</p> <p>建築物の敷地にあつては、500㎡以上でなければならない。</p>

# 東部丘陵地青谷地区地区計画

